

# 第150回 定時株主総会 招集ご通知

**開催  
日時**

平成30年6月28日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

**開催  
場所**

静岡県浜松市南区高塚町4888番地  
エンシュウ株式会社  
本社 第1会議室

**エンシュウ株式会社**

証券コード：6218

## 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 招集ご通知 .....                         | 1  |
| 株主総会参考書類 .....                      | 3  |
| 第1号議案 資本準備金の額の減少<br>ならびに剰余金の処分の件    |    |
| 第2号議案 定款一部変更の件                      |    |
| 第3号議案 株式併合の件                        |    |
| 第4号議案 取締役（監査等委員である<br>取締役を除く）3名選任の件 |    |
| 第5号議案 監査等委員である<br>取締役3名選任の件         |    |
| 第6号議案 補欠の監査等委員である<br>取締役1名選任の件      |    |
| 事業報告 .....                          | 15 |
| 連結計算書類 .....                        | 30 |
| 計算書類 .....                          | 39 |
| 監査報告書 .....                         | 47 |

株 主 各 位

静岡県浜松市南区高塚町4888番地

**エンシュウ株式会社**

代表取締役社長 山下 晴 央

## 第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第150回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市南区高塚町4888番地  
エンシュウ株式会社 本社第1会議室
3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第150期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第150期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                  |
| 第3号議案 | 株式併合の件                    |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件         |
| 第6号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件      |

..... 以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書にて議決権を行使される際、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものを有効とさせていただきます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.enshu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 平成30年 6 月28日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 静岡県浜松市南区高塚町4888番地  
エンシュウ株式会社 本社第1会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 株主総会にご出席いただけない場合



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。（切手を貼らずにご投函ください。）

行使期限 平成30年 6 月27日（水曜日） 午後4時50分到着分まで

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

当社は、平成30年3月期末時点において、2,300,802,969円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。つきましては、この繰越利益剰余金の欠損の填補、早期復配体制の実現および今後の資本政策の柔軟性確保を目的として、資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分を行いたいと存じます。

#### 1. 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少させ、その他資本剰余金に振替えるものであります。

##### (1) 減少する準備金の項目およびその額

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 資本準備金 | 1,230,138,676円のうち1,230,138,676円 |
|-------|---------------------------------|

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

|          |                |
|----------|----------------|
| その他資本剰余金 | 1,230,138,676円 |
|----------|----------------|

##### (3) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成30年6月28日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

上記1.の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振替え、同額の繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

|          |                |
|----------|----------------|
| その他資本剰余金 | 1,230,138,676円 |
|----------|----------------|

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

|         |                |
|---------|----------------|
| 繰越利益剰余金 | 1,230,138,676円 |
|---------|----------------|

##### (3) 増減後の剰余金の残高

|          |    |
|----------|----|
| その他資本剰余金 | 0円 |
|----------|----|

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 繰越利益剰余金 | △1,070,664,293円 |
|---------|-----------------|

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更を行いたいと存じます。

なお、本変更につきましては、単元株式数変更の効力発生日である平成30年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日をもって本附則を削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。<br>2 <条文省略><br><br><新設> | (単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。<br>2 <現行通り><br><br>附則<br>(単元株式数)<br>第8条の変更は、平成30年10月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、 <u>上記の効力発生日をもって削除する。</u> |

### 第3号議案 株式併合の件

#### 1. 変更の理由

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、東京証券取引所に上場する企業として、東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整するため、株式併合を行いたいと存じます。

#### 2. 株式併合の内容

##### （1）併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、その株式について一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

##### （2）株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

##### （3）効力発生日における発行可能株式総数

15,000,000株

株主併合の割合に合わせて、現行の150,000,000株から15,000,000株に減少させます。

#### 3. その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）株式併合により、発行済株式の総数は10分の1に減少することになりますが、純資産額は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となります。従いまして、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

## 【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第182条第2項の規定に従い、平成30年10月1日をもって、当社の定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                             | 変 更 案                                               |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,000</u> 万株とする | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,500</u> 万株とする。 |

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)(3名)全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略 歴、 地 位、 担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | やま した はる お<br>山 下 晴 央<br>(昭和34年 1 月 1 日) | 昭和56年 4 月 当社入社<br>平成18年 4 月 当社工作機械事業部 メカ設計グループ長<br>平成19年 4 月 当社工作機械事業部 技術部長<br>平成20年 4 月 当社部品事業部 製造部長<br>平成22年 8 月 当社工作機械事業部 営業部主幹<br>平成23年 1 月 ENSHU Thai社長 兼 BANGKOK ENSHU<br>MACHINERY社長<br>平成24年 4 月 当社工作機械事業部 副事業部長<br>平成24年 6 月 当社取締役<br>工作機械事業部長<br>平成26年 6 月 当社常務取締役<br>工作機械事業部長<br>平成26年12月 当社常務取締役<br>工作機械・レーザー事業部長<br>平成28年 4 月 当社代表取締役 副社長執行役員<br>平成29年 4 月 当社代表取締役社長 社長執行役員<br>現在に至る | 125, 000株         |
|            |                                          | 取締役候補者とした理由<br>山下晴央氏は、長年にわたり工作機械・輸送機器の両事業を牽引し、事業全般に精通した豊富な経験と実績を有しています。また常務、副社長、社長を歴任し、経営者として経営全般に関する知見を有しています。引き続き、当社の今後の経営戦略の実現を図ると共に、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。                                                                                                                                                                                                                         |                   |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略 歴、地 位、担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | かつ くら ひろ かず<br>勝 倉 宏 和<br>(昭和35年10月29日) | 昭和58年4月 (株)日本興業銀行入行<br>平成21年1月 (株)みずほコーポレート銀行<br>営業第七部 副部長<br>平成22年12月 (株)みずほフィナンシャルグループ 監査役室<br>室長<br>平成25年2月 当社出向<br>管理本部企画推進室長（理事）<br>平成25年8月 当社管理本部企画財務部長（理事）<br>平成26年6月 当社入社<br>当社取締役 管理本部長<br>平成28年4月 当社取締役 常務執行役員<br>管理本部長<br>平成29年4月 当社代表取締役 副社長執行役員<br>兼 管理本部長<br>現在に至る                 | 77,000株           |
|            |                                         | 取締役候補者とした理由<br>勝倉宏和氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しています。当社においては、財務部門をはじめとして幅広く管理部門の長として牽引し、さらに副社長として全社的視点で会社経営に尽力しております。引き続き当社の今後の経営戦略の実現を図ると共に、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。                                                                                                                |                   |
| 3          | すみ おか りょう いち<br>墨 岡 良 一<br>(昭和31年4月25日) | 昭和55年4月 ヤマハ発動機(株)入社<br>平成19年6月 Yamaha Motor Asia Pte. Ltd. 社長<br>平成22年1月 ヤマハ発動機(株)<br>MC事業本部事業戦略統括部長<br>平成23年3月 同社執行役員<br>MC事業本部第1事業部長<br>平成24年3月 同社上席執行役員<br>MC事業本部第3事業部長<br>平成25年1月 同社上席執行役員<br>企画・財務本部副本部長<br>平成29年3月 同社退任・顧問就任（現任）<br>平成29年6月 当社社外取締役<br>現在に至る<br>（重要な兼職の状況）<br>ヤマハ発動機(株) 顧問 | 0株                |
|            |                                         | 社外取締役候補者とした理由<br>墨岡良一氏は、長年にわたりヤマハ発動機(株)の役員を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。当社の経営を監督していただくと共に、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、経営強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。                                                                                                                                      |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 墨岡良一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、墨岡良一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額としており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 墨岡良一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

## 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役（3名）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略 歴、 地 位、 担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                       | なか むら やす ゆき<br>中 村 泰 之<br>(昭和31年11月23日) | 昭和54年4月 (株)協和銀行入行<br>平成9年12月 (株)あさひ銀行茂原支店長<br>平成11年11月 同行赤門通支店長<br>平成13年12月 当社出向社長付顧問<br>平成14年4月 当社工作機械営業部 営業グループ長(顧問)<br>平成15年6月 当社入社<br>当社取締役<br>企画管理部 総務部長<br>平成19年4月 当社取締役<br>管理本部 副本部長兼総務部長<br>平成22年4月 当社取締役<br>管理本部長<br>平成26年6月 当社監査役<br>平成28年6月 当社取締役（監査等委員）<br>現在に至る | 169,000株          |
| <b>監査等委員である取締役候補者とした理由</b><br>中村泰之氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しています。当社では取締役として財務部門を含めた管理部門の長を長年務めてきた経験から、経営全般に関する幅広い見識を有しており、監査等委員である取締役として選任しております。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略 歴、地 位、担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | いし づか しょう<br>石 塚 尚<br>(昭和18年11月5日)    | 昭和51年4月 静岡県弁護士会登録<br>平成9年6月 当社監査役<br>平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員）<br>現在に至る<br>（重要な兼職の状況）<br>石塚・村松法律事務所 弁護士<br>(株)桜井製作所 社外監査役                                                                                                                                                    | 0株                |
|            |                                       | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由<br>石塚尚氏は、弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、当社の経営に活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。                                                                                                                                |                   |
| 3          | ※ もり かいず ひこ<br>森 和 彦<br>(昭和31年12月11日) | 昭和54年4月 (株)協和銀行入行<br>平成11年7月 (株)あさひ銀行大船支店長<br>平成13年7月 同行本店営業第一部副部長<br>平成15年10月 (株)りそな銀行東京営業第四部長<br>平成18年4月 同行横須賀支店長<br>平成21年7月 同行渋谷エリア営業第一部長<br>平成23年7月 浜松ホトニクス(株)出向財務部長<br>平成24年12月 同社常勤監査役<br>平成29年12月 同社取締役（現任）<br>同社管理部長（現任）<br>現在に至る<br>（重要な兼職の状況）<br>浜松ホトニクス(株) 取締役 | 0株                |
|            |                                       | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由<br>森和彦氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しております。浜松ホトニクス(株)では経理財務担当取締役を務められており、財務および会計に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。                                                                                          |                   |

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 石塚尚氏及び森和彦氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。石塚尚氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、森和彦氏が選任された場合、新たに独立役員とする予定であります。
4. 当社は、中村泰之氏及び石塚尚氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額としており、両氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

5. 森和彦氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額としております。
6. 石塚尚氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、同氏は、当社の社外取締役就任前に当社の社外監査役であったことがあります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本議案は、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。補欠の監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役が、法令に定める員数を欠くことになった場合に、監査等委員である取締役に就任するものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                              | 略 歴、地 位、担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                              | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| い し づ か し ん<br>石 塚 伸<br>(昭和22年6月16日)                                                                                                                       | 昭和59年10月 静岡県弁護士会登録<br>同年 10月 石塚・村松法律事務所入所（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>石塚・村松法律事務所 弁護士 | 0株             |
| <b>補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由</b><br>石塚伸氏は、弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、当社の経営に活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。 |                                                                                   |                |

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 石塚伸氏が就任した場合は、監査等委員である社外取締役となります。
3. 石塚伸氏が就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
4. 石塚伸氏が就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い金額としております。

以 上

(ご参考)  
執行役員体制

(平成30年4月1日～)

| 地 位         | 氏 名     | 担 当                      |
|-------------|---------|--------------------------|
| 社長執行役員      | 山 下 晴 央 |                          |
| 副社長執行役員     | 勝 倉 宏 和 | 兼 管理本部長                  |
| 常務執行役員      | 鈴 木 敦 士 | 工作機械・レーザー事業部長            |
| 上 席 執 行 役 員 | 富 田 敏 弘 | 工作機械・レーザー事業部副事業部長        |
| 上 席 執 行 役 員 | 鈴 木 利 夫 | 工作機械・レーザー事業部副事業部長 兼 技術部長 |
| 上 席 執 行 役 員 | 松 永 浩 一 | 輸送機器事業部長                 |
| 執 行 役 員     | 内 山 浩 一 | 新規事業推進室室長                |

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用、所得環境の改善により景気は緩やかな回復基調にて推移致しました。一方、世界経済は、新興国に加え米国や欧州の景気も緩やかに回復しておりますが、先行きについては米国経済政策の動向や地政学的リスクの高まりなど、不確実性が懸念されております。

このような情勢の中、当社グループは受注確保に向け中国、北米、国内への拡販を図るとともに、生産効率化や原価低減などの推進に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、工作機械関連事業部門の増加により23,479百万円（前期比12.6%増）となりました。損益につきましては、工作機械関連事業部門の利益改善により、営業利益は928百万円（前期は営業損失404百万円）、経常利益は674百万円（前期は経常損失726百万円）となりました。純利益は597百万円（前期は純損失791百万円）となりました。

なお、配当につきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、財務状態が十分でなく無配とさせていただきたく存じます。

(単位：百万円)

| 事業別                 | 売上高    | 受注高    |
|---------------------|--------|--------|
| 工 作 機 械 関 連 事 業 部 門 | 13,671 | 23,618 |
| 輸 送 機 器 関 連 事 業 部 門 | 9,737  | 9,902  |
| そ の 他 部 門           | 70     | 70     |

以下、各事業部門の状況についてご報告申し上げます。

#### 【工作機械関連事業部門】

当連結会計年度における日本工作機械工業会(日工会)の受注総額は1兆7,803億円（前期比38.1%増）となり過去最高額を更新しました。内需は6,879億円(前期比29.4%増)、外需は1兆923億円（前期比44.2%増）となりました。



工作機械関連事業部門につきましては、受注確保のために国内外において積極的な営業活動を行った結果、当連結会計年度の受注総額は23,618百万円（前期比103.6%増）と高い数字を達成することができました。収益面では、一昨年より取り組んでいる受注戦略、コスト削減施策、高付加価値技術での差別化等の効果と、海外現地法人の増収により、工作機械関連事業部門の売上高は13,671百万円（前期比31.0%増）、営業利益378百万円（前期は営業損失850百万円）となりました。

### 【輸送機器関連事業部門】

輸送機器関連事業部門につきましては、主力製品である大型二輪車用部品の生産が減少する中、営業力を強化し新規四輪部品や試作等の取り込みを積極的に行ってまいりましたが、全体としては減収となりました。損益面におきましては、ベトナム現地法人の利益に加え、固定費削減や技術改善、刃具油剤改善等の生産性向上活動の施策を継続的に推進した効果により、増益となりました。

以上の結果、輸送機器関連事業部門の売上高は9,737百万円（前期比5.8%減）、営業利益は498百万円（前期比26.4%増）となりました。

### 【その他部門】

不動産賃貸事業により売上高は70百万円となり、営業利益は51百万円となりました。

## 2. 対処すべき課題

工作機械関連事業部門におきましては、市場が活況にある中、システム、汎用機、レーザーいづれの受注も増加しており、受注残高は高水準を維持しております。一方、市場においては、基幹部品の納期が長期化しており、生産に影響を与える懸念があります。

このような情勢の中、利益体質の基盤構築に向けて、施策をより迅速に深く推し進めるとともに、多彩な技術力、商品力、提案力の強化を図り利益の確保に努めてまいります。

また、当社の主要顧客である自動車業界ではEV化、自動運転などの動きにより変革期を迎えております。当社におきましては、将来に向けた準備を行いつつ、市場拡大に向けてチャレンジをしてまいります。

輸送機器関連事業部門におきましては、主力製品であります大型二輪車用及び自動車関連の仕事量が減少し、環境はさらに厳しさを増しておりますが、引き続き、新規顧客の開拓と新規部品を積極的に取り込みながら、生産性向上と品質向上、原価低減等の各種施策活動をさらにステップアップさせて、体質強化と売上確保、利益創出を図ってまいります。

また、ベトナム工場におきましては、客先から品質評価で最高ランクをいただいております。新たに原則活動を取り入れながら、継続して品質確保と生産性向上活動に取り組んでまいります。そして最適生産体制を発展させて、引き続きお客様にご満足いただける品質、価格、納期の提供ができるように努めてまいります。

内部統制につきましては、内部統制会議を中心にリスク・コンプライアンス管理等の統制を推進してまいります。

平成29年5月12日に「長期ビジョン、新中期経営計画」を発表致しました。「お客様の期待に応え選ばれ続けるブランドになる」を経営ビジョンにして、平成31年度売上高290億円、営業利益率5%を目標としております。中期経営計画の達成に向け、2年目である平成30年度は、更なる基盤構築強化に向けて全社一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資額は488百万円であります。内訳は輸送機器関連事業部門において299百万円、工作機械関連事業部門において125百万円、その他部門において63百万円でありました。

#### 4. 財産および損益の状況の推移

| 区 分                                  | 第147期<br>平成27年3月期 | 第148期<br>平成28年3月期 | 第149期<br>平成29年3月期 | 第150期<br>平成30年3月期 |
|--------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売 上 高 (百万円)                          | 29,921            | 26,454            | 20,846            | 23,479            |
| 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)                 | △411              | 176               | △726              | 674               |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は当期純損失 (△) (百万円) | △582              | 66                | △791              | 597               |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△) (円)        | △9.23             | 1.05              | △12.54            | 9.47              |
| 総 資 産 (百万円)                          | 34,476            | 32,952            | 29,967            | 31,376            |
| 純 資 産 (百万円)                          | 7,711             | 7,234             | 6,297             | 7,113             |

#### 5. 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                               | 資 本 金          | 当社の出資比率              | 主要な事業内容                             |
|-------------------------------------|----------------|----------------------|-------------------------------------|
| ENSHU (USA)<br>CORPORATION          | 千米ドル<br>2,302  | %<br>100.0           | 各種工作機械・専用機の販売およびサービス                |
| ENSHU GmbH                          | 千ユーロ<br>511    | %<br>100.0           | 各種工作機械・専用機の販売およびサービス                |
| ENSHU (Thailand)<br>Limited         | 千バーツ<br>20,000 | %<br>100.0<br>(77.0) | 各種工作機械・専用機の販売およびサービス                |
| BANGKOK ENSHU<br>MACHINERY Co.,Ltd. | 千バーツ<br>50,000 | %<br>100.0<br>(52.0) | 各種工作機械の製造、販売サポート業務                  |
| PT. ENSHU INDONESIA                 | 千米ドル<br>100    | %<br>100.0<br>(1.0)  | 各種工作機械・専用機の販売およびサービス                |
| 遠州 (青島)<br>機床製造有限公司                 | 千元<br>9,867    | %<br>100.0           | 各種工作機械の製造、販売サポート業務                  |
| 遠州 (青島)<br>機床商貿有限公司                 | 千元<br>8,097    | %<br>100.0           | 各種工作機械・専用機の販売およびサービス                |
| ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.              | 千米ドル<br>11,460 | %<br>100.0           | 輸送機器の部品製造および工作機械および<br>部品の製造・メンテナンス |

当社の連結子会社は上記の8社であります。  
(注) 出資比率の ( ) 内は、間接所有分内数であります。

6. 主要な事業内容

| 事業部門            | 主 要 製 品                                                 |
|-----------------|---------------------------------------------------------|
| 工 作 機 械 関 連 事 業 | フレキシブルトランスファーマシン&ライン、各種専用機、マシニングセンタ、<br>半導体レーザー加工機他     |
| 輸 送 機 器 関 連 事 業 | 二輪車用エンジン、雪上車、ゴルフカーおよびバギー車の部品加工、船舶用エ<br>ンジンの加工、自動車用部品の加工 |
| そ の 他           | 不動産賃貸事業                                                 |

7. 主要な営業所および工場

| 名 称           | 所 在 地             |
|---------------|-------------------|
| 本 社 お よ び 工 場 | 静 岡 県 浜 松 市 南 区   |
| 浜 北 工 場       | 静 岡 県 浜 松 市 浜 北 区 |
| 東 京 支 店       | 東 京 都 品 川 区       |
| 大 阪 支 店       | 大 阪 府 吹 田 市       |

8. 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 1,011 名 | △25 名       |

9. 主要な借入先

| 借 入 先             | 借 入 額     |
|-------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 3,455 百万円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 3,455 百万円 |

(注) 上記借入額には、株式会社みずほ銀行他によるシンジケートローンは含まれておりません。

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 150,000,000株
2. 発行済株式の総数 63,534,546株  
(自己株式 461,185株を含む)
3. 株主数 6,260名
4. 大株主

| 株 主 名                      | 持 株 数<br>千株 | 持株比率<br>% |
|----------------------------|-------------|-----------|
| ヤマハ発動機株式会社                 | 6,457       | 10.23     |
| エンシェウ取引先持株会                | 6,129       | 9.71      |
| 浜松ホトニクス株式会社                | 2,000       | 3.17      |
| 株式会社みずほ銀行                  | 1,572       | 2.49      |
| みずほ信託銀行株式会社                | 1,455       | 2.30      |
| 株式会社りそな銀行                  | 1,414       | 2.24      |
| 前 尾 和 男                    | 1,188       | 1.88      |
| 大和証券株式会社                   | 987         | 1.56      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 973         | 1.54      |
| エンシェウ従業員持株会                | 967         | 1.53      |

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## Ⅲ. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役の氏名等

| 氏名   | 地位および担当                  | 重要な兼職の状況                          |
|------|--------------------------|-----------------------------------|
| 山下晴央 | 代表取締役社長<br>社長執行役員        |                                   |
| 勝倉宏和 | 代表取締役<br>副社長執行役員 兼 管理本部長 |                                   |
| 墨岡良一 | 社外取締役                    | ヤマハ発動機株式会社 顧問                     |
| 中村泰之 | 取締役<br>常勤監査等委員           |                                   |
| 石塚 尚 | 社外取締役<br>監査等委員           | 石塚・村松法律事務所 弁護士<br>株式会社桜井製作所 社外監査役 |
| 嶋津忠彦 | 社外取締役<br>監査等委員           | 浜松ホトニクス株式会社 顧問                    |

- (注) 1) 取締役墨岡良一氏、石塚尚氏ならびに嶋津忠彦氏は、社外取締役であります。
- 2) 取締役中村泰之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議への出席や、内部統制部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
- 3) 取締役石塚尚氏ならびに嶋津忠彦氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 4) 監査等委員嶋津忠彦氏は、浜松ホトニクス株式会社の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 5) 平成29年6月29日開催の第149回定時株主総会において、墨岡良一氏は取締役に選任され、就任いたしました。
- 6) 土屋隆史氏ならびに岡部比呂男氏は平成29年6月29日開催の第149回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、取締役を退任いたしました。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成28年6月29日開催の第148回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役中村泰之氏および社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いずれか高い額を限度として、その責任を負うこととします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

## 3. 取締役の報酬等の額

|                |    |               |    |       |
|----------------|----|---------------|----|-------|
| 取締役            | 5名 | 43百万円（うち社外取締役 | 2名 | 7百万円） |
| 取締役<br>（監査等委員） | 3名 | 19百万円（うち社外取締役 | 2名 | 7百万円） |

- (注) 1) 取締役（監査等委員を除く）員数については、事業年度末日時点の取締役3名に、直前の定時株主総会の終結の日をもって退任した取締役2名を加えた5名を記載しております。
- 2) 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額200百万円以内（内社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております。
- 3) 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

#### 4. 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況等

- ・ 社外取締役 墨岡良一氏

同氏は、当社の持株比率10.23%を保有する大株主であるヤマハ発動機株式会社の顧問を兼務しております。

当期における主な活動状況としましては、第149回定時株主総会において取締役就任後に開催した取締役会13回中13回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに適宜発言を行いました。

- ・ 社外取締役（監査等委員） 石塚尚氏

同氏は、石塚・村松法律事務所の弁護士であります。また、株式会社桜井製作所の社外監査役に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席、監査等委員会13回中13回に出席し、主に弁護士として専門的見地から適宜発言を行いました。

- ・ 社外取締役（監査等委員） 嶋津忠彦氏

同氏は、当社の持株比率3.17%を保有する大株主である浜松ホトニクス株式会社の顧問を兼務しております。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中15回に出席、監査等委員会13回中13回に出席し、主に財務及び会計に関する経験から適宜発言を行いました。

#### IV. 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

##### 2. 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                     | 金 額   |
|-----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 29百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

(注) 1) 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の報酬等の額は明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

##### 3. 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

##### 4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査等委員会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的とすることといたします。

##### 6. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。



## V. 会社の体制及び方針

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省で定める体制の整備」について決議しており、決議内容は下記のとおりであります。

### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役または執行役員（以下、「取締役等」という）は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備する。社長は、内部統制を推進する組織として内部統制部を設置するとともに、法令遵守の全社的推進組織として、管理本部担当の取締役等を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の法令遵守状況等について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役等は、情報の保存及び管理に関する規程を整備し、情報の保存及び管理に関する全社的推進組織として、管理本部担当の取締役等を委員長とする「情報管理委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、損失の危険の管理に関する規程を整備し、損失の危険の管理に関する全社的推進組織として、管理本部担当の取締役等を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理して年2回の内部統制会議において報告を行い、取締役会は、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にするように必要な指示を行う。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役会規則に基づき経営の基本方針、法令で定められた事項等を決定し、当社の取締役等の業務執行状況を監督する。取締役会は、上記以外の業務執行に係る決定を社長に委任し、社長は、当社の取締役等の職務執行が効率的に行われるよう規程類の整備を行うとともに、経営会議等において必要な指示を行う。

## 5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備するとともに、法務室を設置して各種法令に関する社内指導を行う。社長は、内部統制を推進する組織として内部統制部を設置するとともに、法令遵守の全社的推進組織として、管理本部担当の取締役等を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の使用人の法令遵守状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

## 6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

### 6-イ. 当社の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制を確保し、年2回の現地法人会議等を通じて、円滑な情報交換を推進する。

### 6-ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、当社の子会社の損失の危険の管理を推進するため、年2回の現地法人会議等を通じて、子会社の取締役等との情報交換を行い、また、必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。当社の「リスク・コンプライアンス委員会」は、子会社の損失の危険の管理に関し、必要な指導を行う。

### 6-ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、年2回の現地法人会議等により、情報交換を行い、また必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。

### 6-ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等に対し、「関係会社管理規程」により必要な報告を求め、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めるよう指示し、子会社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制を整備する。また、当社の取締

役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、年2回の現地法人会議等を通じて情報交換を行い、また必要に応じて、取締役等または社員を子会社に派遣する。

**7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

当社の監査等委員会より職務を補助すべき取締役等及び使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、補助すべき使用人の配置にあたっては当社の監査等委員会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。

**8. 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項**

当該取締役等の業績評価、及び当該使用人の人事異動、人事考課については当社の監査等委員会の同意を得る。

**9. 当社の監査等委員会の第7号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当該取締役等及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保することで、当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に対する指示の実効性を確保する。

**10. 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**

**10-イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制**

当社の取締役等及び使用人は、重要な業務執行を審議するため、経営会議等を開催し、当社の監査等委員は、会議等に出席しその報告を受ける体制とし、報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へその内容を報告する。また、取締役等及び使用人は、全社的（当社及び当社グループ）に特に重大な影響を及ぼす事項については、即報制度等により、速やかに監査等委員に報告する。

**10-ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制**

当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当社の取締役等に報告し、当該取締役等は当

社の監査等委員に対して、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へ報告する。

**11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

前号の報告をした当社並びにその子会社から成る企業集団の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

**12. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社の監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、明らかに監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、管理本部は速やかに当該費用又は債務を処理する。

**13. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査等委員は、監査が効率的且つ効果的に行われるために、経営会議等重要会議に出席し、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催する。また、内部統制部より報告を受け、必要に応じ調査を依頼することができる。

**14. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制**

反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全性を維持するために、「エンシュウ株式会社 行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不当要求等に対しては、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する。

## VI. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該株式会社（以下、「当社」という）の「会社の体制及び方針」に沿った当社及びその関係会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の当該連結会計年度における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

### 1. 法令遵守の体制

当社は、当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループ各社が行動規範を定めるとともに、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社の行動規範をはじめとした遵守すべきルールの周知・徹底を図るため「コンプライアンスマニュアル」を作成して、教育・啓蒙活動を行ってまいりました。また、当期は「コンプライアンス意識調査」を全従業員に対して実施し、その調査結果を活動にフィードバックしております。

当社グループは内部通報制度を設けており、通報窓口に労働組合を加えるなど、制度運用の実効性を高める取り組みも行っております。

反社会的勢力との関係遮断、排除の取り組みとして、当社「行動規範」、「コンプライアンスマニュアル」を通して従業員への教育・啓蒙活動を行なうとともに、外部専門機関（静岡県企業防衛対策協議会等）とも連携して反社会的勢力に関する情報収集をし、予防対策を継続的に行なっております。

### 2. リスク管理の体制

当社グループにおける損失の危険の管理に関する取り組みとして、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社各部門及び当社グループ各社におけるリスク管理体制の整備の支援をするとともに、当社グループとして経営活動を阻害するリスク要因を整理し、特定した重要リスクについては、各部門において、その発生予防と損害の最小化を図ってまいりました。重要リスクの再評価及び見直しについては、年2回行なっております。

また、当社では「即報制度」ならびに「関係会社管理規程」を制定し、当社および当社グループで発生した重要事案については、当社および当社取締役（監査等委員である取締役を含む）に速やかに報告される体制を確立しております。

### 3. 効率性確保の体制

当社は「組織・職務権限規定」を定めて、社長、執行役員及び役職者の職務権限と業務分掌を明示し効率的な職務執行体制を確保しております。

取締役会は、「取締役会規則」によって経営の執行方針や法令で定められた事項など取締役会における重要な決議事項を定めるとともに、業務執行役員に対する職務執行状況について年4回の定期報告を義務化しております。当期は取締役会を16回開催しております。

また、会社経営の円滑な遂行を図るため経営会議を設置し、一切の経営に関する重要な事項について必要な協議を行っており、当期は経営会議を24回開催しております。

社長及び執行役員は、毎月開催される事業別経営点検会議等に参加し、各事業部の重要施策の進捗状況や課題の報告を受け、必要に応じて指示を行っております。

当社グループとしては、当社グループ各社の役員が一堂に会する「合同役員会」を2回開催し、グループ各社の重要な経営方針の確認ならびに承認を行っております。また、「関係会社管理規程」により、その他の重要な案件の報告および承認についてもルールを定め、当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれる体制を確保しております。

### 4. 情報の保存管理

当社は、許認可文書・決算書類・契約書・諸規程・決議書類・その他法令により作成が義務づけられている文書を含む一切の業務文書で一定期間保存を要するものについては、必要な事項を「文書管理規程」に定めて、適切に保存管理しております。また、「情報システム運用基本規程」を定めて、業務上取り扱う情報資産及び情報システムを適切に管理・運用する体制を確保しております。

### 5. 監査を支える体制

監査等委員は取締役会および経営会議等の重要な会議に参加し、また、代表取締役および会計監査人との定期的な意見交換の場を通して内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。さらに、監査等委員は内部統制部より毎月の定例報告会等により、内部統制部の監査計画に基づく監査の状況の報告を受け、また、監査等委員会として年2回監査結果の報告を受けております。

(注) 事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。



# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

| 科 目               | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)         |        |
| 流 動 資 産           | 17,353 | 流 動 負 債           | 13,333 |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,098  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 2,774  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 4,329  | 電 子 記 録 債 務       | 1,767  |
| 電 子 記 録 債 権       | 1,690  | 短 期 借 入 金         | 6,754  |
| 商 品 及 び 製 品       | 2,266  | リ ー ス 債 務         | 45     |
| 仕 掛 品             | 4,243  | 未 払 法 人 税 等       | 74     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 1,426  | 賞 与 引 当 金         | 307    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 71     | 資 産 除 去 債 務       | 74     |
| そ の 他             | 1,273  | そ の 他             | 1,535  |
| 貸 倒 引 当 金         | △46    | 固 定 負 債           | 10,929 |
| 固 定 資 産           | 14,022 | 長 期 借 入 金         | 5,514  |
| 有 形 固 定 資 産       | 13,631 | リ ー ス 債 務         | 30     |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 2,742  | 再評価に係る繰延税金負債      | 1,563  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 3,130  | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 15     |
| 土 地               | 7,387  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 3,676  |
| リ ー ス 資 産         | 16     | 資 産 除 去 債 務       | 90     |
| 建 設 仮 勘 定         | 148    | そ の 他             | 38     |
| そ の 他             | 205    | 負 債 合 計           | 24,263 |
| 無 形 固 定 資 産       | 84     | (純 資 産 の 部)       |        |
| の れ ん             | 6      | 株 主 資 本           | 4,021  |
| リ ー ス 資 産         | 52     | 資 本 金             | 4,640  |
| そ の 他             | 25     | 資 本 剰 余 金         | 1,230  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 306    | 利 益 剰 余 金         | △1,781 |
| 投 資 有 価 証 券       | 21     | 自 己 株 式           | △67    |
| そ の 他             | 287    | その他の包括利益累計額       | 3,091  |
| 貸 倒 引 当 金         | △2     | その他有価証券評価差額金      | 2      |
|                   |        | 土 地 再 評 価 差 額 金   | 3,666  |
|                   |        | 為 替 換 算 調 整 勘 定   | 435    |
|                   |        | 退職給付に係る調整累計額      | △1,012 |
|                   |        | 純 資 産 合 計         | 7,113  |
| 資 産 合 計           | 31,376 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 31,376 |

# 連結損益計算書

(平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 23,479 |
| 売上原価            |     | 20,022 |
| 売上総利益           |     | 3,457  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 2,528  |
| 営業利益            |     | 928    |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息            | 16  |        |
| 受取配当金           | 0   |        |
| 助成金収入           | 8   |        |
| その他の            | 62  | 88     |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 220 |        |
| 為替差損            | 51  |        |
| シンジケートローン手数料    | 40  |        |
| その他の            | 30  | 342    |
| 経常利益            |     | 674    |
| 特別利益            |     |        |
| 固定資産売却益         | 1   | 1      |
| 特別損失            |     |        |
| 固定資産廃棄損         | 0   |        |
| 減損損失            | 6   | 7      |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 667    |
| 法人税、住民税及び事業税    |     | 51     |
| 法人税等調整額         |     | 18     |
| 当期純利益           |     | 597    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 597    |



# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

| 残高及び変動事由                      | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成29年4月1日残高                   | 4,640   | 1,230 | △2,379 | △66     | 3,424  |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |         |       | 597    |         | 597    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |       |        | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度<br>中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —     | 597    | △0      | 596    |
| 平成30年3月31日残高                  | 4,640   | 1,230 | △1,781 | △67     | 4,021  |

| 残高及び変動事由                      | その他の包括利益累計額               |                |                    |                           |                                 | 純資産合計 |
|-------------------------------|---------------------------|----------------|--------------------|---------------------------|---------------------------------|-------|
|                               | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調整累計額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |       |
| 平成29年4月1日残高                   | 2                         | 3,666          | 375                | △1,171                    | 2,872                           | 6,297 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                           |                |                    |                           |                                 |       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                           |                |                    |                           |                                 | 597   |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                           |                |                    |                           |                                 | △0    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度<br>中の変動額(純額) | 0                         |                | 60                 | 158                       | 218                             | 218   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 0                         | —              | 60                 | 158                       | 218                             | 815   |
| 平成30年3月31日残高                  | 2                         | 3,666          | 435                | △1,012                    | 3,091                           | 7,113 |

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 8 社

連結子会社の名称      ENSHU (USA) CORPORATION  
                                 ENSHU GmbH  
                                 ENSHU (Thailand) Limited  
                                 BANGKOK ENSHU MACHINERY Co.,Ltd.  
                                 PT. ENSHU INDONESIA  
                                 遠州（青島）機床製造有限公司  
                                 遠州（青島）機床商貿有限公司  
                                 ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.

##### (2) 非連結子会社の数 2 社

非連結子会社の名称      (有)エンシュウ厚生センター  
                                 ENSHU INDIA PRIVATE LIMITED

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除いております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称      2 社  
                                 (有)エンシュウ厚生センター  
                                 ENSHU INDIA PRIVATE LIMITED

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等の及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社 8 社の事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

工作機械商品及び製品、仕掛品は個別法、その他のたな卸資産は主として総平均法によっております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 3～10年

## ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

## (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社においては、従業員賞与の支払に充てるため、会社基準（支払予定額）による要支給額を引当てております。

|           |                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 役員退職慰労引当金 | 当社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、平成19年4月27日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、当制度廃止以前から在職している取締役に対する支給見込額であります。 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

|                   |                                                                                                                                                                        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ヘッジ会計の方法          | 金利スワップの特例処理                                                                                                                                                            |
| ヘッジ手段とヘッジ対象       | ヘッジ手段 金利スワップ<br>ヘッジ対象 長期借入金                                                                                                                                            |
| ヘッジ方針             | 長期運転資金の金利を固定化するためのものであります。                                                                                                                                             |
| ヘッジ有効性評価の方法       | 金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。                                                                                                                         |
| 退職給付に係る負債の会計処理の方法 | 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。<br>過去勤務費用は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法により按分した額を、発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。 |
| 消費税等の会計処理         | 税抜き方式によっております。                                                                                                                                                         |

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間で均等償却しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外費用「その他」に含めて表示しておりました「シンジケートローン手数料」(前連結会計年度1百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

追加情報

(米国税制改正による影響)

平成29年12月22日に、平成30年1月1日以降の連邦法人所得税率を35%から21%に引き下げることを規定した税制改革法が成立しました。これに伴い、当連結会計年度の米国子会社における繰延税金資産は、改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算しております。

この結果、繰延税金資産の金額は14百万円減少し、法人税等調整額が14百万円増加しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### 担保に供している資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物   | 1,835百万円  |
| 機械装置及び運搬具 | 1,720百万円  |
| 土地        | 7,283百万円  |
| 計         | 10,838百万円 |

#### 担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 6,412百万円  |
| 長期借入金 | 5,404百万円  |
| 計     | 11,816百万円 |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 27,667百万円

### 3. 土地の再評価 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準とする方法、及び同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の

帳簿価額との差額

△2,089百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首  | 増 加 | 減 少 | 当連結会計年度末   |
|---------|------------|-----|-----|------------|
| 普通株式(株) | 63,534,546 | —   | —   | 63,534,546 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）を銀行等金融機関からの借入による方法にしております。なお、長期借入金の返済期間は、3～5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、一部の長期借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)   | 差額 |
|-----------------------|-------------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金            | 2,098             | 2,098   | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 4,329             | 4,329   | —  |
| (3) 電子記録債権            | 1,690             | 1,690   | —  |
| (4) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 4                 | 4       | —  |
| (5) 支払手形及び買掛金         | (2,774)           | (2,774) | —  |
| (6) 電子記録債務            | (1,767)           | (1,767) | —  |
| (7) 短期借入金             | (5,280)           | (5,280) | —  |
| (8) 長期借入金             | (6,988)           | (6,990) | 2  |
| (9) デリバティブ取引          | (8)               | (8)     | —  |

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに(7) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。  
長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、長期借入金として表示しております。
- (9) デリバティブ取引  
為替予約の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。  
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。
- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社グループは、静岡県において、賃貸用の商業用施設（土地を含む。）を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

| 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末時価 |
|------------|------------|
| 1,759      | 1,538      |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 1 株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1 株当たり純資産額    | 112円77銭 |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 9円47銭   |

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

| 科 目          | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|--------------|--------|
| (資産の部)       |        | (負債の部)       |        |
| 流動資産         | 14,657 | 流動負債         | 12,625 |
| 現金及び預金       | 727    | 支払手形         | 470    |
| 受取手形         | 74     | 買掛金          | 2,085  |
| 売掛金          | 4,873  | 電子記録債権       | 1,767  |
| 電子記録債権       | 1,690  | 短期借入金        | 6,754  |
| 商品及び製品       | 489    | リース債権        | 43     |
| 仕掛品          | 4,173  | 未払金          | 718    |
| 材料及び貯蔵品      | 931    | 未払費用         | 90     |
| 関係会社短期貸付金    | 568    | 未払法人税等       | 60     |
| 未収入金         | 12     | 未払消費税等       | 11     |
| 前払金          | 9      | 前受金          | 11     |
| 前払費用         | 25     | 預り金          | 121    |
| 未収消費税等       | 136    | 賞与引当金        | 307    |
| その他の引当金      | 966    | 営業外電子記録債権    | 101    |
| 貸倒引当金        | △21    | 資産除去債        | 74     |
| 固定資産         | 15,049 | その他の         | 8      |
| 有形固定資産       | 11,894 | 固定負債         | 9,910  |
| 建物           | 1,924  | 長期借入金        | 5,514  |
| 構築物          | 169    | リース債権        | 29     |
| 機械及び装置       | 2,129  | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,563  |
| 車両運搬具        | 10     | 繰延税金負債       | 1      |
| 工具、器具及び備品    | 143    | 退職給付引当金      | 2,659  |
| 土地           | 7,387  | 役員退職慰労引当金    | 15     |
| リース資産        | 7      | 資産除去債        | 90     |
| 建設仮勘定        | 121    | 長期預り保証金      | 35     |
| 無形固定資産       | 74     | 負債合計         | 22,536 |
| ソフトウェア       | 21     | (純資産の部)      |        |
| リース資産        | 52     | 株主資本         | 3,502  |
| 施設利用権        | 0      | 資本           | 4,640  |
| 投資その他の資産     | 3,081  | 資本剰余金        | 1,230  |
| 投資有価証券       | 18     | 資本準備金        | 1,230  |
| 関係会社株式       | 389    | 利益剰余金        | △2,300 |
| 出資金          | 0      | その他の利益剰余金    | △2,300 |
| 関係会社出資金      | 1,355  | 繰越利益剰余金      | △2,300 |
| 関係会社長期貸付金    | 1,267  | 自己株式         | △67    |
| 従業員に対する長期貸付金 | 28     | 評価・換算差額等     | 3,668  |
| 長期前払費用       | 6      | その他有価証券評価差額金 | 2      |
| その他の引当金      | 18     | 土地再評価差額金     | 3,666  |
| 貸倒引当金        | △2     | 純資産合計        | 7,170  |
| 資産合計         | 29,707 | 負債及び純資産合計    | 29,707 |



# 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 20,682 |
| 売上原価         |     | 18,557 |
| 売上総利益        |     | 2,124  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 1,779  |
| 営業利益         |     | 345    |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息         | 63  |        |
| 受取配当金        | 0   |        |
| 受取ロイヤリティ     | 43  |        |
| 貸倒引当金戻入      | 54  |        |
| その他          | 50  | 211    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 219 |        |
| 為替差損         | 83  |        |
| シンジケートローン手数料 | 40  |        |
| その他          | 25  | 368    |
| 経常利益         |     | 188    |
| 特別利益         |     |        |
| 固定資産売却益      | 0   | 0      |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産廃棄損      | 0   |        |
| 減損損          | 6   |        |
| 関係会社出資金評価損   | 47  | 55     |
| 税引前当期純利益     |     | 133    |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | 21     |
| 当期純利益        |     | 112    |

# 株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

| 残高及び変動事由                | 株主資本  |       |              |                                    |              |         |             |
|-------------------------|-------|-------|--------------|------------------------------------|--------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金 | 資本剰余金 |              | 利益剰余金                              |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                         |       | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
| 平成29年 4 月 1 日残高         | 4,640 | 1,230 | 1,230        | △2,412                             | △2,412       | △66     | 3,391       |
| 事業年度中の変動額               |       |       |              |                                    |              |         |             |
| 当 期 純 利 益               |       |       |              | 112                                | 112          |         | 112         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |       |       |              |                                    |              | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |       |       |              |                                    |              |         |             |
| 事業年度中の変動額合計             | —     | —     | —            | 112                                | 112          | △0      | 111         |
| 平成30年 3 月31日残高          | 4,640 | 1,230 | 1,230        | △2,300                             | △2,300       | △67     | 3,502       |

| 残高及び変動事由                | 評価・換算差額等             |                    |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------------------|--------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 平成29年 4 月 1 日残高         | 2                    | 3,666              | 3,668                  | 7,059     |
| 事業年度中の変動額               |                      |                    |                        |           |
| 当 期 純 利 益               |                      |                    |                        | 112       |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                      |                    |                        | △0        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 0                    |                    | 0                      | 0         |
| 事業年度中の変動額合計             | 0                    | —                  | 0                      | 111       |
| 平成30年 3 月31日残高          | 2                    | 3,666              | 3,668                  | 7,170     |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

##### その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### デリバティブ

時価法によっております。

##### たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 工 作 機 械 個別法

輸 送 機 器 他 総平均法

半製品・原材料・貯蔵品 総平均法

仕 掛 品 工 作 機 械 個別法

輸 送 機 器 他 総平均法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 10年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

### 3. 引当金の計上基準

|           |                                                                                                                                                                                   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金     | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                   |
| 賞与引当金     | 従業員賞与の支払に充てるため、会社基準（支払予定額）による要支給額を引当てております。                                                                                                                                       |
| 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>過去勤務費用は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。                                       |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。なお、平成19年4月27日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、当制度廃止以前から在職している取締役に対する支給見込額であります。 |

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ヘッジ会計の方法

|             |                                                |
|-------------|------------------------------------------------|
| ヘッジ会計の方法    | 金利スワップの特例処理                                    |
| ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 金利スワップ<br>ヘッジ対象 長期借入金                    |
| ヘッジ方針       | 長期運転資金の金利を固定化するためのものであります。                     |
| ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。 |
| 消費税等の処理方法   | 税抜き方式によっております。                                 |

#### (表示方法の変更)

##### 損益計算書

前事業年度において営業外収益「その他」に含めて表示しておりました「受取ロイヤリティ」（前事業年度11百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において営業外費用「その他」に含めて表示しておりました「シンジケートローン手数料」（前事業年度1百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益「助成金収入」（当事業年度8百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度は営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 1,673百万円  |
| 構築物    | 161百万円    |
| 機械及び装置 | 1,720百万円  |
| 土地     | 7,283百万円  |
| 計      | 10,838百万円 |

#### 担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 6,412百万円  |
| 長期借入金 | 5,404百万円  |
| 計     | 11,816百万円 |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

26,727百万円

### 3. 関係会社に対する金銭債権債務

#### 短期金銭債権

1,740百万円

#### 短期金銭債務

80百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

### 4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準とする方法、及び同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,089百万円

損益計算書に関する注記

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高  |          |
| 売上高        | 2,741百万円 |
| 仕入高等       | 664百万円   |
| 営業取引以外の取引高 | 168百万円   |

株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |          |
| 普通株式                   | 461,185株 |

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 属 性        | 会社等の名称  | 住 所    | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の被所有割合   | 関係内容       |                  | 取引の内容  | 取引額   | 科 目    | 期 末 高 |
|------------|---------|--------|----------|-----------|--------------|------------|------------------|--------|-------|--------|-------|
|            |         |        |          |           |              | 役員<br>の兼任等 | 事業上の関係           |        |       |        |       |
| 法人<br>主要株主 | ヤマハ発動機㈱ | 静岡県磐田市 | 85,797   | 二輪車船舶機製造  | 直接<br>10.23% | なし         | 二輪車用エンジン部品等の受託加工 | 受託加工   | 6,379 | 売掛金    | 556   |
|            |         |        |          |           |              |            |                  | 原材料の仕入 | 2,746 | 電子記録債権 | 249   |
|            |         |        |          |           |              |            |                  |        |       | 買掛金    | 583   |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 受託加工及び原材料の仕入については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的取引条件を参考に決定しております。
2. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属 性 | 会社等の名称                  | 住 所          | 資本金又は出資金       | 事業の内容又は職業                       | 議決権等の割合    | 関係内容   |                                         | 取引の内容  | 取 引 額 | 科 目       | 期 末 高 残 |
|-----|-------------------------|--------------|----------------|---------------------------------|------------|--------|-----------------------------------------|--------|-------|-----------|---------|
|     |                         |              |                |                                 |            | 役員の兼任等 | 事 業 上 の 関 係                             |        |       |           |         |
| 子会社 | ENSHU (USA) CORPORATION | 米国<br>イリノイ州  | 2,302<br>千米ドル  | 各種工作機械・専用機の販売およびサービスの           | 直接<br>100% | なし     | 各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託資金の貸付            | 機械等の販売 | 1,250 | 売掛金       | 813     |
|     |                         |              |                |                                 |            |        |                                         | 利息の受取  | 8     | 関係会社短期貸付金 | 53      |
| 子会社 | ENSHU GmbH              | ドイツ<br>ランゲン  | 511<br>千ユーロ    | 各種工作機械・専用機の販売およびサービスの           | 直接<br>100% | なし     | 各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託資金の貸付            | 機械等の販売 | 773   | 売掛金       | 495     |
|     |                         |              |                |                                 |            |        |                                         | 利息の受取  | 5     | 関係会社短期貸付金 | 334     |
| 子会社 | ENSHU VIETNAM Co., Ltd. | ベトナム<br>バクニン | 11,460<br>千米ドル | 輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンス | 直接<br>100% | なし     | 輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンスの委託資金の貸付 | 利息の受取  | 48    | 関係会社短期貸付金 | 180     |
|     |                         |              |                |                                 |            |        |                                         |        |       | 関係会社長期貸付金 | 1,267   |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 機械等の販売については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的取引条件を参考に決定しております。
2. ENSHU (USA) CORPORATION及びENSHU GmbHに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. ENSHU VIETNAM Co., Ltd. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は2017年6月から2023年12月まで3ヵ月ごとに返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額  
1 株当たり当期純利益金額

113円69銭  
1円78銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月 9 日

エンシェウ株式会社  
取締役会 御中

### 仰星監査法人

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 柴 田 和 範 ㊞ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 小 出 修 平 ㊞ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 元 雄 幸 人 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エンシェウ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エンシェウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月 9 日

エンシュウ株式会社  
取締役会 御中

### 仰星監査法人

指定社員 公認会計士 柴田 和 範 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 出 修 平 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 元 雄 幸 人 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エンシュウ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

|           |         |
|-----------|---------|
| エンシュウ株式会社 | 監査等委員会  |
| 常勤監査等委員   | 中村 泰之 ㊞ |
| 監査等委員     | 石塚 尚 ㊞  |
| 監査等委員     | 嶋津 忠彦 ㊞ |

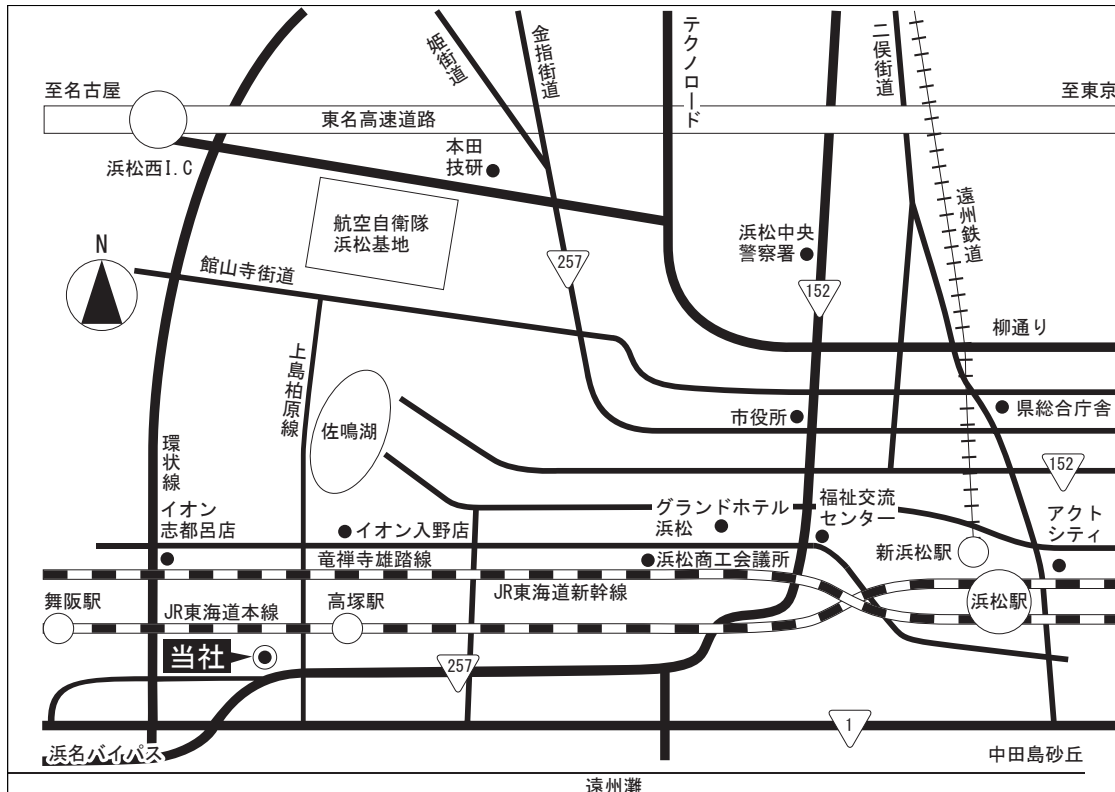
(注) 監査等委員石塚尚及び嶋津忠彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内図

場所：静岡県浜松市南区高塚町4888番地  
エンシュウ株式会社 本社第1会議室



(交通のご案内)

最寄り駅 JR東海道線 高塚駅 徒歩15分